○財政状況の公表に関する条例

昭和５１年１２月２１日条例第３０号

改正

平成５年６月２５日条例第９号

財政状況の公表に関する条例

（趣旨）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第１項の規定による財政に関する事項（以下「財政状況」という。）の公表に関しては、この条例の定めるところによる。

（公表の時期）

第２条　財政状況の公表は、毎年１２月１日にこれを行うものとする。

（公表の内容）

第３条　前条の規定により、公表する財政状況においては、当該会計年度の４月１日から９月３０日までの期間における次に掲げる事項、公表の日の属する年度の当初の予算の状況及び前年度の決算状況を掲載するものとする。

(1)　歳入歳出予算の執行状況

(2)　住民の負担の状況

(3)　公営事業の経理の概況

(4)　財産、地方債及び一時借入金の現在高

(5)　その他町長において必要と認める事項

（公表の方法）

第４条　財政状況の公表は、ニセコ町広報誌等によりこれを行う。

２　前項の財政状況の写しは、その公表の日から６か月間、何人も町長の指定する場所において閲覧することができる。

３　前項の規定による閲覧の請求及びその方法に関し、必要な事項は町長が定める。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、財政状況の公表に関し必要な事項は、町長が定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　財政事情説明書の作成及び公表に関する条例（昭和２３年ニセコ町条例第１０号）は、廃止する。

附　則（平成５年６月２５日条例第９号抄）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和８年１２月１７日条例第●号）

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。